

特定外来生物 オオキンケイギクを
刈り取ろう！



鳥 取 県

外来種防除の必要性について

生物は本来、限られた移動・分散能力、山や川、海などによって自由な移動が制限されています。在来種は長期間におよぶ歴史的な経過の結果、現在の分布域が形成されました。ところが、人為的な行為によって外来種が侵入しその生息域が拡大しつつあります。外来種と在来種の間には歴史的な調整が働いておらず、その結果防御の術を持たない在来種が食べつくされたり、疫病にかかったりして絶滅に追いやられる可能性があります。外来種の影響は次のようなものが挙げられます。

1 外来種による在来種の食害

例：オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等

2 生息空間や餌資源をめぐる競争排除

例：ニジマス、オオキンケイギク等

3 交雑による遺伝的汚染

例：ニッポンバラタナゴとタイリクバラタナゴ、台湾ザルとニホンザル等

4 農作物に対する食害

例：ヌートリア、アライグマ、ウリミバエ等

5 伝染病の持ち込み

例：アライグマ等

村上興正・鷲谷いずみ(2002)外来種ハンドブックより

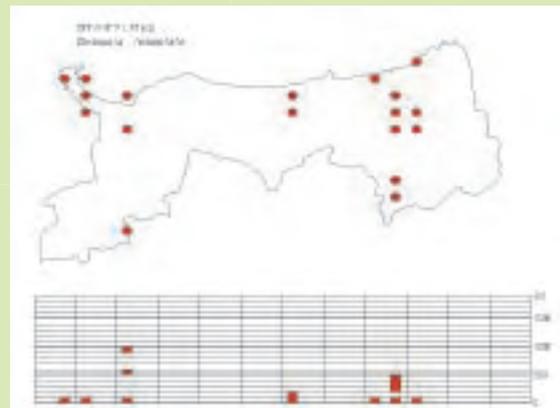
オオキンケイギク (学名: *Coreopsis lanceolata*) について

オオキンケイギク(大金鶏菊)は、キク科の多年生草本で、30cmから70cm程度まで生育します。原産地は北アメリカ(ミシガン州からフロリダ、ニューメキシコ州)です。1880年代に観賞用、緑化用として導入され、全国的に分布が広がっています。

花期は5~7月で、直径5~7cmの橙黄色の頭状花を咲かせます。黄金色の頭状花の形が鶏のトサカに似ていることからこの名がつけました。河川敷や道路沿い、海岸などに成育し、大群落をつくって繁茂します。



オオキンケイギクの頭状花



鳥取県内における分布状況
H17~18 外来種実態調査結果より

オオキンケイギクの防除の必要性

オオキンケイギクは可憐な花であるため刈り取りには抵抗を感じる方も多いかもしれませんが、極めて強い生命力を持つ植物で、いまや県内の河川敷や道路沿いなど随所に群生しており、在来種に影響を及ぼすことが危惧されます。

このため一人ひとりが防除の必要性を認識することが必要です。

オオキンケイギクの防除対策について

- 種を蒔くなど栽培してはいけません。
- 草刈機などによって刈り取り、除去しましょう。ただし、結実後の刈り取りは種子を拡散させるおそれがあるので、なるべく結実前に刈り取りましょう。
- 出来れば根も掘り起こして処分しましょう。



刈り取りによる防除の様子



実が成熟するとこうなる

結実したオオキンケイギク

外来生物法（平成17年6月施行） （特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

外来生物法とは、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的としたものであり、オオキンケイギクも特定外来生物に指定されています。

特定外来生物に係わる規制



違反すると懲役刑もしくは罰金刑が課せられます。環境省HPより引用

環境省HP <http://www.env.go.jp/>

特定外来生物とは

特定外来生物とは、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれます。

お問い合わせ先

生活環境部公園自然課	TEL 0857-26-7872
東部総合事務所生活環境局	TEL 0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局	TEL 0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局	TEL 0859-31-9320
日野総合事務所福祉保健局	TEL 0859-72-2036